千葉県高圧ガス地域防災協議会細則

（目的）

第１条　この細則は、千葉県高圧ガス地域防災協議会規約（以下「規約」という。）第４条第２項に基づき、規約第１条の目的を達成するため、千葉県高圧ガス地域防災協議会（以下「地防協」という。）の業務及び防災事業所の業務等の実施事項について定める。

（連絡・通報）

第２条　地防協は、規約第４条第１項（１）に規定する応援活動の円滑な遂行を図るため「高圧ガス輸送車災害事故通報系統図」（別紙１）を明確にし、消防、警察並びに千葉県、千葉市等の関係機関と密接な連携を維持する。

（防災事業所の指定と解除）

第３条　規約第１７条に規定する防災事業所の指定にあたって、規約第６条の地防協を構成する各団体（以下「各団体」という。）の長は、「防災事業所指定承諾書」（様式1）を添えて「防災事業所推薦書」（様式２）を会長に提出する。

２　会長は、「防災事業所推薦書」を受理したときは、千葉県知事、又は千葉市長の意見を聴き、防災事業所に指定する。尚、当該事業所に対して、推薦書提出団体を経由して「防災事業所指定書」（様式３）を交付する。また、会長は、消防、警察並びに県産業保安課等の関係機関に防災事業所指定を通知する。

３　防災事業所は、指定された内容（事業所の名称、ガスの種類、出動する地域の範囲）に変更があったときは、推薦書提出団体を経由して「防災事業所変更届」（様式３－１）を会長に提出する。会長は消防、警察並びに県産業保安課等の関係機関に防災事業所指定の変更を通知する。

４　防災事業所は、規約１９条に基づく資格を喪失したときは、速やかに推薦書提出団体に通知（様式３－２）し、推薦書提出団体は地防協と協議しなければならない。

５　会長は、前項の協議結果を踏まえ、防災事業所として資格がないと判断したときは、推薦書提出団体が提出する「防災事業所指定解除願」（様式４）を受理し、指定を解除する。また、会長は、消防、警察並びに県産業保安課等の関係機関に防災事業所指定解除を通知する。

６　防災事業所の指定、変更、解除にあたって会長が必要と判断した場合、地防協構成団体による協議を行うことができる。

（防災事業所の業務）

第４条　防災事業所は、規約第２４条の業務実施のために、次に定める体制確立や連絡調整等を実施する。

（１）応援体制の確立

（２）昼間、夜間、休日における連絡体制の確立

（３）応援業務に必要な車両、防災資器材及び器具等の確保と整備

（４）地防協との連絡調整及び報告

（５）関係官庁への届出及び連絡調整

（６）その他応援に必要な事項

２　防災事業所は、連絡責任者を指名しなければならない。防災事業所は、連絡責任者を指名したときは、「防災事業所連絡責任者（指名・変更）届書」（様式５）を地防協に届け出する。

（防災要員の指名）

第５条　防災事業所は、規約第２４条第１項に基づき防災要員２名以上を指名しなければならない。

２　防災事業所は、防災要員を指名、変更したときは、「防災要員（指名・変更）届書」（様式６）を地防協に届け出する。

３　地防協は届け出のあった防災要員の傷害保険制度の適用を受けるために防災要員の名簿を作成しなければならない。

（防災資器材）

第６条　防災事業所が応援活動のために必要な防災資器材は、千葉県高圧ガス地域防災地防協が定める「防災資器材の管理要領」に記載するものとし、保有する数量は、記載数量以上とする。

２　千葉県高圧ガス容器収納筒の運用については、「千葉県高圧ガス容器収納筒の運用要領」に、収納筒取り扱いについては、「千葉県高圧ガス容器収納筒の取扱要領」に記載する。

３　防災事業所が所有している防災資器材は、応援活動に使用することができる。

４　防災資器材は、地防協が千葉県から借用し、防災事業所に配備することができる。

５　防災事業所は貸与された防災資器材の空気呼吸器およびガス検知器には地域防災協議会が提供するステッカーを貼り適正に管理しなければならない。

（服装）

第７条　防災要員が現場に出動するときは、（別紙２）に定めるビブス並びに事業所の作業服と安全靴、ヘルメットを着用する。但し、必要に応じて保護衣を準備する。

（防災要員の任務）

第８条　規約第２０条第２項により出動した防災要員は、災害事故現場の消防機関または警察署の指揮下に入り、次に定める応援活動を行う。

（１）事故現場における関係者の危害防止

（２）ガス漏れに対する判断及びその閉止の処置に関する調査および助言

（３）安全な場所への誘導及び救急活動

（４）現場付近の火気の取扱い並びに可燃性及び引火性物質の除去に関する助言

（５）着火の場合の危険度の判断に関する助言

（６）ガスの移充てん処置に関する助言

（７）その他必要な技術的事項

（応援活動に関する留意事項）

第９条　防災要員は、次の場合事故現場（容器等）から離れた場所に退避しなければならない。

（１）爆発のおそれ等危険がある場合

（２）中毒又は酸欠の危険があり、空気呼吸器の装着等十分な保護措置がとれない場合

（３）その他必要な安全措置がとれない場合

（連絡及び報告）

第１０条　防災事業所は、防災要員を出動させたときは、地防協に電話等により出動の状況等を連絡しなければならない。連絡内容は、出動場所、出動時間、防災要員名、通報者、事故の概要等とする。

２　防災事業所は、事故処理後「防災要員出動報告書」（様式７）を会長に提出しなければならない。

（教育及び訓練）

第１１条　防災要員は、定期的に地防協及び防災事業所等が行う防災活動に関する教育及び訓練を受けなければならない。

（地防協の業務）

第１２条　地防協は、防災事業所の業務が円滑に遂行されるよう、次の業務を行う。

１　地防協は、規約に基づく出動体制を維持するため、定期的に防災事業所の出動体制（防災要員の変更状況、防災資機材の整備状況等）を把握する。

２　地防協は、定期的に防災事業所の指定状況を消防機関、警察機関及び千葉県又は千葉市へ通知する。

（障害保険の手続き）

第１３条　防災事業所は、防災要員が応援活動により被災した場合、規約第２７条に基づく地防協が付保する「高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険」の補償を受ける手続きとして、「高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険手続依頼書」（様式８）を会長に提出しなければならない。

（改定）

第１４条　この細則を改定する場合、事務局は会長の承認を受けなければならない。

付則

昭和５７年	４月	１日	施行
昭和６２年	５月１４日	一部改定	
平成１７年１０月	１日	一部改定	
平成１８年	４月	１日	一部改定
平成２３年	１月２５日	一部改定	
平成３０年	４月	１日	一部改定
令和	２年	８月	７日	一部改定	
令和	４年	８月	５日	一部改定	第６条２　容器収納筒の運用および取扱いを追記
令和	６年	７月１７日	一部改定	第４条　連絡体制を「昼間、夜間、休日」と明記 防災事業所の連絡責任者の指名、「防災事業所連絡責任者（指名・変更）届書」（様式５）を定義 第５条　「防災要員（指名・変更）届書」（様式６）を定義 第７条　ヘルメットと腕章の貸与を廃止し、ビブスの貸与とした

様式１

年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　様

事業所所在地
事業所の名称
事業所長名　　㊞

防災事業所指定承諾書

○○○○○協会長から要請のありました千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第１７条第３項による防災事業所の指定について、下記の取扱いガスについて承諾します。

記

１．取扱うガスの種類

様式２

○○○　　第　　号
年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　様

協会
会長　　㊞

防災事業所推薦書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第１７条第３項の規定に基づき、下記の事業所を防災事業所として推薦いたします

記

事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲

様式３

千高協発　第　　号
年　　月　　日

事業所の名称
事業所長　　様

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　㊞

防災事業所指定書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第１７条第３項の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

１．事業所の名称

２．事業所の所在地

３．取扱うガスの種類

４．出動する地域の範囲

様式３－１

○○○　　第　　号
年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　様

協会
会長　　㊞

防災事業所変更届

千葉県高圧ガス地域防災協議会細則第３条第３項の規定に基づき、下記の防災事業所における変更の内容を届出いたします。

該当する防災事業所：

記

	事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲
変更前			
変更後			

変更に該当しない項目は変更前の欄のみに記入すること。

様式３－２

○○協会（推薦書提出団体）
会長　　様

防災事業所名
代表者　　㊞

防災事業所資格喪失届

当事業所は高圧ガス地域防災協議会規約第１９条に定める資格を喪失しましたので、細則第３条第４項の規定に従い、通知いたします。

記

事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲	資格喪失の内容（理由）

様式４

○○○　　第　　号
年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　様

協会
会長　　㊞

防災事業所指定解除願

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第１７条第３項の規定により指定を受けている下記防災事業所につきまして、指定を解除願います。

記

事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲	解除理由

様式５

年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
　会長　　様

事業所の所在地

事業所の名称

事業所長　　㊞

防災事業所連絡責任者（指名・変更）届出書

千葉県高圧ガス地域防災協議会細則第４条に定める連絡調整等を実施するための連絡責任者を（指名・変更）しましたので、届け出ます。

	新・登録内容	現在の登録内容
【昼間の連絡責任者】		
氏名		
電話番号		
ＦＡＸ番号		
E-mail		
【休日、夜間の連絡責任者】		
氏名		
電話番号		
ＦＡＸ番号		
E-mail		

様式６

年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　様

事業所の所在地

事業所の名称

事業所長　　㊞

防災要員（指名・変更）届出書

下記のとおり、防災要員を（指名・変更）しましたので届け出ます。

	新・登録内容	現在の登録内容
防災要員 所属・氏名	所属 氏名	所属 氏名
	所属 氏名	所属 氏名
	所属 氏名	所属 氏名
	所属 氏名	所属 氏名
	所属 氏名	所属 氏名

※　変更部分のみ記載願います。

様式７

年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
　会長　　様

事業所の名称
事業所長　　㊞

防災要員出動報告書

事故発生年月日	年　　月　　日　　午前／午後　　時　　分
事故発生場所	
ガスの名称	
事故車の種類及び車番	
事故車の所属	
運転者の氏名 生年月日	
出動依頼受信時刻	午前・午後　　時　　分
通報者	
受信者	
出動時刻	午前・午後　　時　　分
現場到着時刻	午前・午後　　時　　分
作業終了時刻	午前・午後　　時　　分
出動者職氏名	
出動者の被災状況	有・無

災害事故及び 被害の状況	
処置の内容	
現場見取図	

様式８

年　　月　　日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長　　様

事業所の名称
事業所長名　　㊞

高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険手続依頼書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第２７条により次のとおり傷害保険補償の手続きを依頼します。

<table>
<tr><td>応援出動場所</td><td colspan="2">千葉県　　市　　町　　丁目　　番
郡　　村</td></tr>
<tr><td>出動日時</td><td colspan="2">年　　月　　日　　自　午前・午後　　時　　分
至　午前・午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>災害状況</td><td colspan="2">（防災要員出動報告書写し添付）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被災者の氏名
及び被災の状況</td><td>氏名</td><td>傷害の程度</td></tr>
<tr><td></td><td>（医師の診断書添付）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙１

高圧ガス輸送車災害事故通報系統図

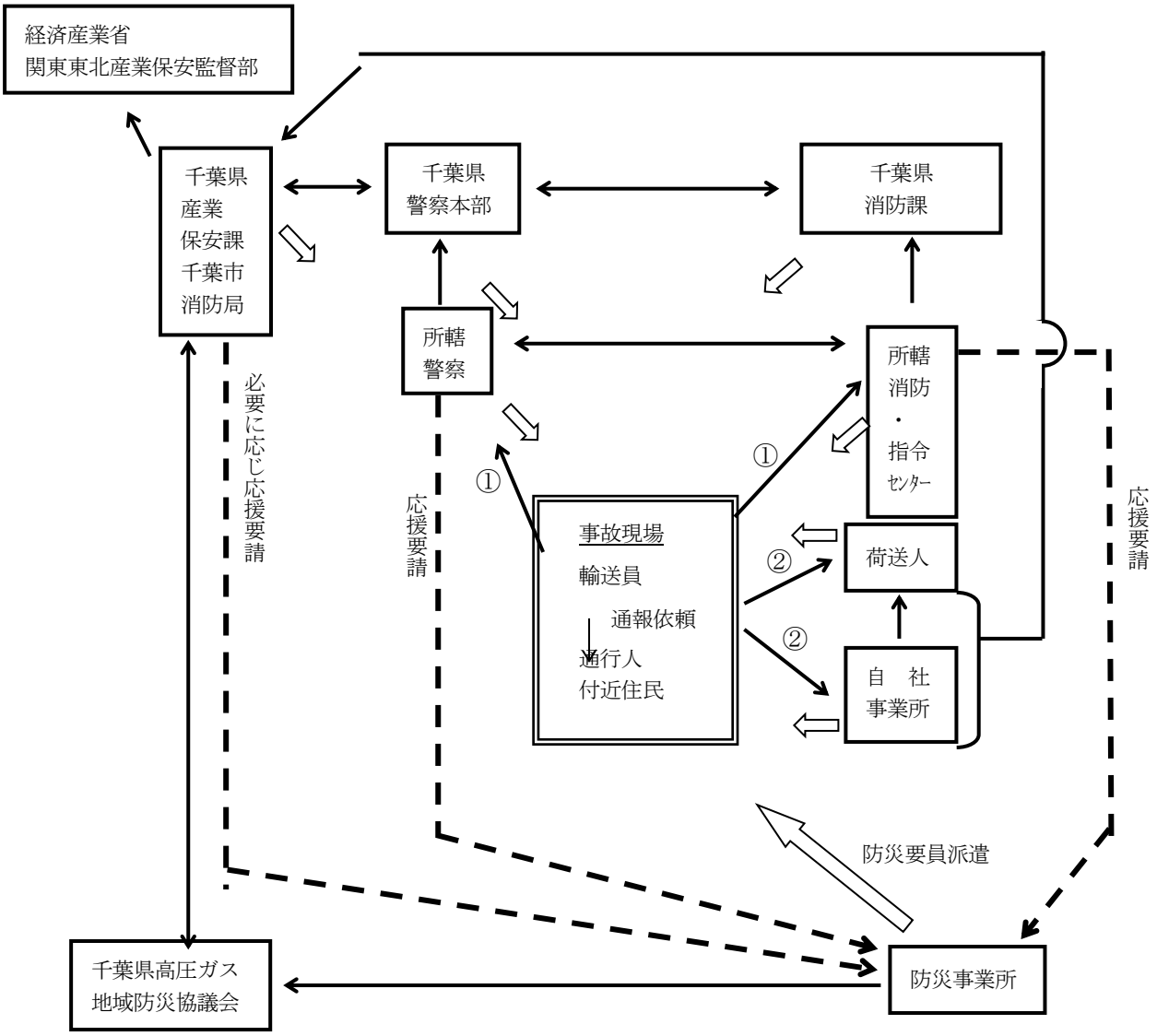

凡例

← は通報を示す

①② は通報順位を示す

⇦ は現場への出動を示す

<- は応援要請を示す

別紙２

○　ビブス：協議会貸与品